

広報もりぐちのあゆみ

昭和21年11月1日
守口市制施行

昭和25年9月1日
「守口市廣報」第1号発行
原則として月2回(毎月1日・15日)発行

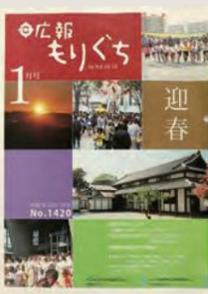
昭和44年4月1日
サイズが
タブロイド判へ



昭和50年4月1日
題名を「広報もりぐち」へ

平成17年4月1日
月1回(毎月1日)発行へ

平成27年1月1日
サイズが
A4カラー
冊子へ



令和3年9月1日
広報もりぐち1500号を発行

広報誌の名称も、時代とともに変わっているのをご存じですか？昭和25年9月の第1号発行時は「守口市廣報」と、まだ旧字体が使われており少し固い印象です。そして、昭和50年には「広報もりぐち」と、平仮名のタイトルに



名称・ロゴもリニューアル

人口規模の拡大とともに、お知らせする行政情報の量も増加していきます。それに伴い、昭和44年4月にはサイズをタブロイド判に拡大。1面により多くの情報を載せることができるようになりました。

そして、平成27年1月には、A4フルカラー冊子に全面リニューアル。写真もより鮮やかに載せられるようになり、見て楽しい、読んでわかりやすい広報誌を目指しています。

変更。 以来市民の皆さんに長く親しまれる名称となっております。

タイトルロゴも時代とともに変化が。文字だけのシンプルなものから、市章をあしらったもの、スタイリッシュなローマ字まで。あなたはどれが好きですか？

これからの「広報もりぐち」

昨今、インターネットやSNSでは、手軽に大量の情報を入手することができます。特にコロナ禍においては、ワクチン接種に関する情報など、状況が刻々と変わっていくことから、より迅速で正確な情報が求められています。

そんな中、月1回発行の「紙」の広報誌の役割は何か。それは、どんな人にも届く「行政からのお知らせ」であることはもちろん、守口市のことを深く知り、より親しみを持っていただくための「架け橋」となるツールであるべきではないかと考えます。

市ではさまざまな媒体を通して情報を発信しています。広報誌もその一つとして、ホームページやSNSなどと連携しながら、これからも市民の皆さんに情報を届けていきます。

より読みやすい紙面を目指して



伝え続けて71年—— 広報もりぐち 1500号

昭和25年9月1日、「守口市廣報」第1号が発行されました。そして令和3年9月1日号をもって、「広報もりぐち」は1500号を迎えます。現在はホームページやSNSなどによる情報発信が急速に発展している中、71年間「紙」で市民の皆さんにさまざまな情報を届けている広報誌。節目となるこの機会に、広報誌の歩みを振り返ります。

問 魅力創造発信課
TEL 06-6992-1353

昔の広報誌を読むなら…?

ホームページ

トップページから「広報もりぐち」と検索。平成26年4月以降の広報誌がPDFデータで見られます。



マチイロアプリ

スマートフォンのアプリをダウンロードして、「広報誌追加」から「守口市」と検索し、「読者になる」をタップ。平成26年10月以降の広報誌が閲覧可能。発行日には、通知が届きます。



図書館

昭和53年1月以降の広報誌を所蔵しています。貸し出しはできませんが、閲覧を希望する場合は司書に尋ねてください。



「守口市廣報」第1号6・7面。
市民からの投書に答える記事などとともに、「守口音頭」を紹介しています(詳細をご存じの人がいらっしゃいましたら、ご一報ください)。

**実は有料だった?!
広報誌のはじまり**

守口市制が施行されてから約4年後の昭和25年9月に、「守口市廣報」が初めて発行されました。

掲載されているのは、日本脳炎の予防法として蚊の駆除が呼びかけられているなど今では考えられないものから、税や水道料金・市の財政状況のお知らせなど現在も共通する内容まで。文字の表記も、旧字体や旧仮名遣いが使われており、現在の広報誌とは全く異なります。

また、よく見ると「金七圓」の文字があります。現在の価値に換算すると1部当たり約59円。当初は有料で配布され、回覧されていました。